いこととしているところである。

昨今、DV被害者等が深刻化する中、こうした家庭において父母等が別居し、離婚調停中の場合などにおいては、現に保育所入所児童を扶養している者の負担能力に著しい変動が生じている場合もあると考えられることから、「家計に与える影響を考慮する」との児童福祉法第56条第3項の規定の趣旨に照らし、こうした場合について、個々の家計の収入の実態を踏まえた適切な保育料の徴収にご配意願いたい。

また、保育料の滞納については、保育料を納めている保護者との公平性の問題はもとより、市町村の他の予算から補填するなど他者に負担が生じたり、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし、保育所に入所する児童の健やかな育成が損なわれるおそれもあるなど、極めて重大な問題である。保育料の納付については、保護者の方々に応分の負担をしていただくことの必要性について十分に説明し、理解と協力を求めることが必要であり、正当な事由なく保育料を納めない保護者については、関係部局等と連携した納付の呼びかけ、徴税担当部局等との連携のうえ、更には、財産調査及び差押等の滞納処分を含め、厳格な対応を図られたい。

(4) 保育所に関する情報提供について

全国の保育所情報等の子育て関連情報については、財団法人こども未 来財団の運営によるインターネットを活用した「iー子育てネット」と して平成13年2月から情報を広く提供しているところである。

特に、保育所情報についてはアクセス件数が最も多く、常に新しい情報の提供が求められている。ついては、平成20年1月10日付け事務連絡で各地方公共団体及び保育所において最新情報への更新をお願いしているところであるが、引き続き情報の更新についてご配慮願いたい。

6. 保育所保育指針の施行及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定について

平成20年3月28日に公布された「保育所保育指針」は、1年間の周知期間を経て、平成21年4月1日に施行される。保育所保育指針においては、①質の向上の観点から大臣告示化により最低基準としての性格を明確化すること、②各保育所の創意工夫や取組を促す観点から内容の大綱化を図ること、③保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明確で分かりやすい表現を用いること、④指針と併せ、解説を作成すること、という基本的考え方を踏まえ、保育所の役割等の明確化、保育の内容(養護